

デイサービスさくら指定第1号通所事業（通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

- 第1条 株式会社刈谷ケアサービスさくらが開設するデイサービスさくら（以下「事業所」という。）において実施する刈谷市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業員が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 1.利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3.事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、その他のサービス事業、保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4.通所型サービスの提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

- 第3条 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名 称 | デイサービスさくら |
| (2) 所在地 | 刈谷市小垣江町永田 123-1 |

（職員の職種、員数及職務内容）

- 第5条 事業所に勤務する職種、及び勤務の内容は次のとおりとする。
- | | | |
|---------|-------|---------------------------|
| (1) 管理者 | 1 名 | （常勤兼務、短期入所生活介護事業所の管理者と兼務） |
| (2) 従業員 | | |
| 生活相談員 | 1 以上 | （常勤換算） |
| 看護職員 | 1 名以上 | |

機能訓練指導員	1 名以上	
介護職員	8 以上	(常勤換算)

従業者は、通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし 8 月 13 日から 8 月 15 日・12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 10 分

(通所型サービスの利用定員)

第 7 条 通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。但し、通所介護の利用者を含む。

- (1) 1 単位目 50 名 (大規模Ⅱ)

(通所型サービスの内容)

第 8 条 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動衣の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助 など

(利用料等)

第 9 条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は「刈谷市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業支給費の額を定める要領」上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、給付制限がかかった場合は、法定代理受領ではなく、償還払いになる。

- (1) 食費は 900 円 (デザートセット代込み) 徴収する。
- (2) おむつ代等は、200 円 (後日交換可 0 円) 徴収する。
- (3) 日常生活に於いて通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (4) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は刈谷市の区域とする。

通常事業の実施地域を越えて行う通所型サービスに要した送迎の費用は次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル未満 0 円
- (2) 実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル以上 200 円
- (3) 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は
30 分につき 800 円を徴収する。

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲食に供する水について、衛星的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は通所型サービスの提供を受ける際には医師の診断や日所生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する

(緊急時等における対応方法)

- 第 13 条 (1) 通所型サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対するは通所型サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族。当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者の対するは通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 15 条 (1) 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は提供した通所型サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 16 条 (1) 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- (4) 従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(その他運営について留意事項)

- 第 17 条 (1) 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおりも設けるものとし又業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年一回
- (2) 事業所は利用者に対する通所型サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (3) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 刈谷ケアサービスさくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。